

島田市立湯日小学校 いじめ防止基本方針

基本方針

- いじめは、児童の教育を受ける権利を侵害し、その人格の形成に重大な影響を与える人権問題であるという視点をもって指導を行う。
- いじめ問題については学校一丸となり、家庭や地域をも巻き込んで取り組んでいく。
- 人との関わりを通して、自他を大切にす豊かな心を育む。
- わかる授業づくりを進め、どの児童も参加・活躍できる場を設定する。

【保護者・地域との連携】

- 学校、家庭での様子を学年便りや本読みカード、教育相談などで具体的に知らせ合う。
- 地域のボランティアと連携し登下校や日常の様子の情報交換をする。
- 教育相談、カウンセリング等の相談の機会を毎月保護者に知らせ積極的に活用する。

【生徒指導体制・職員研修・方針点検】

- 各ステージで「子どもを語る会」を行い、全児童の情報交換をする。
- 人権や発達障害などの研修会をスクールカウンセラーとともに進行。
- 年度末に教育活動をふり返り、いじめ防止基本方針についての点検・見直しを行う。

【関係機関等との連携】

- スクールカウンセラー、臨床発達心理士、SSW r 等と連携し、研修会や事例研修会を行う。
- スクールカウンセラーが児童の個人面談（高学年）や定期的に全校の様子、気になる子を観察する場を設定し、今後の対応等について助言をもらう。
- 必要に応じて市教委・子ども相談室等と連携する。

いじめ対策委員会

校長 教頭 教務主任
 生徒指導主任 養護教諭 当該学年担当
 （場合によっては、PTA 会長、スクールカウンセラー、SSW r など）

全教職員

【未然防止】

- クラスの児童に応じた学習問題を設定し、互いに関わり合う授業を行う。
- 縦割り班活動や一輪車活動を通して、協力し合うことやよりよいものを求める気持ち、やり遂げることの良さを学ぶ。
- 学級活動の中で、相手意識をもたせる活動を行い、互いの良さを認め合う活動を継続し、自己有用感を育てる。
- 自分も友達も大切にする言葉づかいができる子を育てる。

【早期発見】

- 毎朝の健康観察やスピーチなどで児童の様子を観察する。
- 授業や休み時間の様子や、児童との会話の中から、変化を見逃さずに対応する。
- 保護者との連携を密にし、小さなことでも連絡を取り合い確認していく。
- 年3回「いじめに関するアンケート（SOS シート）」を実施し、事実調査を行うとともに、児童とじっくり話す機会を設ける。

【早期対応】

- 児童の気になるあらわれや変化、情報を全教職員で共有する。
- 当事者及び関係する児童から事実確認や情報収集を行う。いじめと認められる場合には、速やかにいじめ対策委員会を招集し、いじめの全体像を把握し、今後の対応の方針や指導計画、保護者への対応の仕方を決める。必要に応じて、保護者に連絡、報告、助言を行う。
- 必要に応じて、地域の方や保護者に登下校の様子を見ていただく。

【継続支援・重大事態への対応】

- 集団として、自分個人として、できることは何かを自分の言葉で考えるように学級活動、道徳で指導し、実行できているか、継続して児童と一緒に見直していく。
- 該当児童の様子を観察し、声かけをしていく。保護者に、継続して学校での様子を伝え、連携しながら指導を継続していく。
- 重大事態については、全教職員で対処し、事実関係や情報を把握して市教委に報告するとともに、いじめられた児童を守り抜く体制づくりをする。
- 児童の生命や身体の安全に関わる場合には、警察に通報する。